

お知らせ

定額減税調整給付金(不足額給付分)を給付します

定額減税調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、定額減税及び令和6年度に実施した定額減税調整給付金(当初給付分)の額に不足があることが判明した場合などに令和7年度の課税台帳が笠松町にあり(令和7年1月1日時点で笠松町に住民登録があるなど)、次の給付対象者1または2に該当する方に、追加で給付するものです。

給付対象者

1. 定額減税及び当初給付分の支給額に不足が生じる方
2. 本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しなかった方(青色事業専従者・事業専従者(白色)、合計所得金額48万円超の方など)

※給付に必要な書類を、上記1の対象者には7月中旬に郵送しています。上記2の対象者及び令和6年度の課税台帳が他市町村にある方は8月下旬に郵送する予定です。

※定額減税調整給付金(不足額給付分)の対象となるかを笠松町で判断できない場合がありますので、書類が届いていない方で対象となると見込まれる方は、税務課までご連絡ください。

申請期限 10月31日(金)

問税務課 ☎388-1112

使用済マンホールふた等を販売します!

上下水道を身近に感じていただくため、交換などにより役目を終えた使用済マンホールふた等を数量限定で販売します。

購入希望価格を提示していただき、最も高い金額で申込された方に販売(入札方式)します。

販売による収益は、水道事業及び下水道事業のために活用させていただきます。

詳しくは、町ホームページをご確認ください。

申込期間 9月8日(月)~9月26日(金)

申込方法 申込書兼誓約書(町ホームページからダウンロード)をメール、FAX、郵送または直接持参で水道課に提出してください。

販売のご案内は
こちら▶



問水道課 ☎388-1118

児童扶養手当現況届の提出を

児童扶養手当を引き続き受給できるかを確認するため、受給者の方に毎年8月に「現況届」を提出していただきます。

該当の方へは案内文書を送付します。

この現況届の提出がない場合、11月以降の手当の支給を停止しますのでご注意ください。

児童扶養手当とは

父母の離婚、父(母)の死亡、未婚などにより父(母)と生計を共にしていない母子(父子)家庭などで18歳以下(誕生日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給される手当です。

提出期限 8月29日(金)

提出先 福祉子ども課

問福祉子ども課 ☎388-1116

循環社会に奉仕する

笠松町許可業者
有限会社

内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ
引越などの粗大ごみ

羽島郡笠松町大池町9番地の1
TEL 058-388-1006
FAX 058-388-0765

本・DVD・レコード等 買います!



あなたにとって必要のなくなった物でも、
必要としている人がどこかにいるはず。

長年研究・収集・コレクションなされた愛読書から趣味の本、週刊誌まで、年代にかかわらず大切に
してきた物を、お電話一本で出張買取いたします。

大量歓迎 お気軽にご相談ください
岐阜県古書籍商組合加盟店

古物商許可番号:
岐阜県公安委員会許可第 531010000950号

本・DVD・レコードの出張買取専門店

スマイルブック ☎ 0120-062-667

[年中無休] 8時から22時 <http://books-smile.com/>